

## —判例研究—

### いわゆる間接取引に関する 第三者からの無効主張★

東京高等裁判所昭和59年6月11日判決

( 譲受債権請求控訴事件、東  
京高裁昭58(※)1962号。判例  
時報1128号123頁 )

前 嶋 京 子

【事実】 Y (被告・控訴人) は、昭和52年6月19日より訴外株式会社 A (以下A会社と称する) に自己所有のビル内の一室を賃貸していた。A会社は、当該ビルの一室にて喫茶店を営んでいたが、営業不振となり、昭和56年2月2日、Yとの賃貸借契約を解除した。それとともに、A会社は店舗内所在の造作・什器・備品一切をYに譲渡し、その代金の一部を受領した。残代金600万円は、昭和56年2月15日に支払われる旨が約定された。ところで、A会社は、昭和56年初頃手形不渡を出して倒産しており、A会社の債権者らが昭和56年2月頃A会社の倒産に備えて債権回収のため本件店舗内に立入ることが予想されたため、A会社とYとは急遽売買契約を締結するに至ったものである。また、A会社は、当該売買契約締結の際、Yに対し、売買代金債権は他に譲渡せず、売買代金はA会社の債権者らに分

★ 本件の判例研究は、第383回九州産業法研究会 (昭和60年5月25日) における報告に基づき執筆したものである。

配して支払う旨を約していたことが認められている。ところが、A会社は昭和56年2月2日X（原告・被控訴人）に売買代金債権を、A会社の取締役のXに対する個人的債務の代物弁済として、債権譲渡した。Yに対しては、同年2月10日付、同日到達の内容証明郵便による書面で、その旨を通知したことが認められている。

XからYに対して譲受債権の支払を求めて提起された訴が本件である。YはXの支払請求に対して、本件売買代金債権に関しては債権譲渡禁止特約が存した旨、及び、本件債権譲渡はA会社取締役会の承認がなく無効である旨等の主張をし、債務の履行を拒否した。東京高等裁判所は、Xは、本件売買代金債権に関する債権譲渡禁止特約について善意であった旨等認定し、本件でとくに問題とされるYからの取締役会の承認なくしてなされた債権譲渡の無効主張に関しても、これを許されないものとして控訴を棄却した。

**【判旨】** 株式会社がその取締役個人の第三者に対して負担する債務につき、取締役のために弁済又は代物弁済をするときは、取締役個人の利益となり会社に不利益を与える行為であるから、商法265条に定める取引に当り、取締役会の承認を受けることを要すると解するのが相当であるが、会社に対し売買代金債務を負担している買主は、会社が右売買代金債務をもって取締役個人の第三者に対して負担する債務につき、取締役のために代物弁済として債権譲渡をした場合に、それが取締役会の承認を得ていないことをもって、その無効を主張することは許されない。ただし、商法265条は取締役個人と会社との利害が相反する場合に取締役個人の利益を図り、会社に不利益な行為がみだりに行われることのないようにこれを防止しようとするにはかならないから、会社に対し売買代金債務を負担している買主たる債務者の側から右債権譲渡の無効を主張する利益ないし利害関係はないからである。

そうすれば、A会社がXに対してした本件債権譲渡につき、右債務者た

るYはそれが商法265条所定の取締役の承認がないことをもってその無効を主張することは許されないものといわなければならない。

【研究】 本件はA会社がYに対して有する債権を、取締役会の承認なく、A会社の取締役の個人的債務の代物弁済としてXに債権譲渡をなしたのに関し、当該債権譲渡の無効をYが主張したのに対して、Yには本件債権譲渡の無効を主張する利益ないし利害関係がなく、無効の主張はなしえないとの判断が示された事例である。

I 株式会社が直接自社の取締役と取引するのではなく、第三者との間で、取締役の利益になり会社にとっては不利益となる取引をなす場合（所謂間接取引）にも、商法265条の適用をうけ、取締役会の承認を必要とするか否かについては、従来、文言上疑義の存するところであった。そこで、昭和56年商法改正に際して、明文を以て間接取引についても商法265条の規制を受けるものであることが規定され、一般的には間接取引に関しても商法265条の適用を受け、取締役会の承認を要する点については立法的に明解にされたといえる。しかし、具体的には、いかなる行為をかかると間接取引に含ましめるかについては必ずしも明確であるとはいえない。ただし、商法265条1項後段を、同条前段に対して従たる関係にあると解し、後段を前段により取締役会の承認を必要とする金銭貸与契約と経済的に同等と評価される信用供与契約について取締役会の承認を要求するものと極めて限定的に解する立場<sup>(1)</sup>においても、本件の代物弁済としての債権譲渡自体は、商法265条1項後段の適用を受け取締役会の承認を要求されるものと考えられる<sup>(2)</sup>。そこで、以下では、このように取締役会の承認を要するとされる取引が取締役会の承認なくなされた場合にいかなる効果を有するものと考えられるかに関する判例学説を概観し、さらに、本件におけるY等を含めた第三者の側からの取引の効力に関する主張が、なされ

(1) 森本滋「取締役のいわゆる利益相反取引の範囲」金融法務事情1026号20頁。

(2) 森本・前掲14頁参照。

るものであるのかを考察する。

Ⅱ 昭和56年商法改正に際しては、当初、商法265条違反の行為の効力について明文を以ってこれを取消しうるものと規定することが企図された。<sup>(3)</sup>しかし、最終的には、明文で規定することがみおくれ、商法265条違反の行為の効力について、従来通り解釈に委ねられることとなった<sup>(4)</sup>。この株式会社と取締役との利益の相反する取引に関して商法265条の要求する取締役会の承認を経なかった場合、かかる取引の効力はどのようなものとして考えられるかについては、判例上も変遷がみられ、学説上も種々の説が展開されてきたといえる。

判例上の変遷を概観するに、大審院は、現在の商法265条に相当する、取締役は監査役の承認を経て自己のため会社と取引をなすべきことを定めた当時の商法176条の規定に違反してなされた取引に関して、当初、かかる行為は当然無効に属すべきものでなく、会社がこれを取消す権利を有するものであるとした<sup>(5)</sup>。ところが、明治42年12月2日の民事連合部判決<sup>(6)</sup>において大審院は、商法176条違反の取引を取消し得べき行為ではなく、無効の行為であるとし、かかる無効は善意の第三者に対しても主張しうべきものであるとして絶対無効説の立場に変更した。さらに、大正8年4月21日の大審院判決<sup>(7)</sup>においては、商法176条違反の行為を無効と解しつつも、これを無権代理又は無権代理に準ずべきものと考え、会社の追認により有

(3) 「株式会社の機関に関する改正試案（昭和53年12月25日法務省民事局参事官室）」第二の六2b

(4) 竹内昭夫『改正会社法解説』（昭和56年）140頁、元木伸『改正商法逐条解説』（昭和56年）131頁。

(5) 大審院明治36年9月4日判決 民録9輯978頁

(6) 民録15輯926頁。

(7) 民録25輯624頁。

効となるものとした。最高裁判所も、この立場を踏襲していたが<sup>(8)</sup>、昭和43年12月25日の大法廷判決<sup>(9)</sup>において、商法265条の適用を間接取引にも及ぼすとする立場に立つと同時に、会社以外の第三者と取締役が会社を代表して自己のためにした取引については、取引の安全の見地より、善意の第三者保護の必要があるから、会社は、その取引について取締役会の承認を受けなかったことのほか、相手方である第三者が悪意であることを主張し、立証して初めて、その無効をその相手方である第三者に主張しうるものであるとして、相対的無効説の立場に変更した。ついで、最高裁昭和46年10月13日大法廷判決<sup>(10)</sup>では、手形行為に関しても265条を適用し、相対的無効説の立場に立つ判断を示している。

学説を大別するとおよそ無効説、有効説、相対的無効説に分けることができる。無効説は、かつては通説であったとされるが、この説では、商法265条違反行為につき、第三者に対してもその善意・悪意にかかわらず無効が主張されうるものであるとされ、多くは、無権代理に準じて追認があれば有効と解する立場<sup>(11)</sup>や事後の承認を認める立場<sup>(12)</sup>、あるいは事後の承認があると民法119条但書により新たな行為があったものとする立場<sup>(13)</sup>がとられている。比較的会社の利益保護に重点を置く無効説に対して、善意の第三者保護の観点から有効説や相対的無効説が主張されるにいたった。有

(8) 最高裁昭和36年6月23日第二小法廷判決民集15巻6号1669頁，最高裁昭和38年3月14日第一小法廷判決 民集17巻2号335頁，最高裁昭和42年12月15日第二小法廷判決，判例時報505号61頁。

(9) 民集22巻13号3511頁。

(10) 民集25巻7号900頁。

(11) 松田二郎『会社法概論』（昭和43年）223頁，高島正夫「取締役会社間の取引の効力」慶応義塾大学法学研究第50巻1号21頁。

(12) 石井照久『会社法上巻』（昭和42年）341頁。

(13) 田中耕太郎『改訂会社法概論下巻』（昭和34年）402頁，杉田宗久「違法自己取引の効力——無効説の立場から——」早稲田法学会誌第31巻387頁以下。

効説では、商法265条を効力規定ではなく命令規定であると解する立場<sup>14)</sup>により、あるいは、当該規定は、取締役の能力ないし権限を制限したものではなく<sup>15)</sup>、会社が取締役と取引をなす場合における業務執行の決定方法を定めたものと解し<sup>16)</sup>、取締役会の承認は会社の内部手続の問題にすぎないとする立場<sup>17)</sup>より、あるいは、取締役会の承認は会社に有効に取引の効果を帰属せしめるための前提手続であると解し<sup>18)</sup>、商法265条違反行為も有効であるとする。また、取締役・第三者間の取引を有効とし、取締役会の承認のない会社・取締役間の取引については会社が取消することができる立場<sup>19)</sup>もある。ただし、商法265条違反行為も有効であるとするこの有効説においても、かかる行為は、取締役に対する損害賠償請求権を生ぜしめ、取締役の当該取引に基づく請求に対しては、会社は信義則又は権利濫用の法理（民法1条2項3項）の適用によりこれを拒むことができるとする<sup>20)</sup>。有効説と同じく取引の安全を考慮する相対的無効説では、商法265条違反行為は無効ではあるが、その無効を会社は善意の第三者には対抗しえない

14) 田中誠二「商法第265条についての最近の最高裁大法廷判決の問題点」商事法務478号4頁、同「商法第265条についての相対的無効説と有効説」商事法務593号434頁以下、同『全訂会社法詳論』（昭和49年）567頁。

15) 大森忠夫『新版会社法講義（改訂版）』（昭和42年）208頁。

16) 大隅健一郎『全訂会社法論中巻』（昭和37年）133頁。

17) 竹田省・判例研究・民商法雑誌9巻4号110頁以下、大濱信泉「取締役と取締役会」株式会社法講座第三巻1071頁、本間輝雄・判例研究・ジュリスト428号105頁、西原寛一『会社法（商法講義Ⅱ）』（昭和44年）204頁、同「商法265条と手形行為——最高裁昭和46・10・13判決に関連して——」金融法務事情636号66頁。

18) 長谷川雄一「手形取引と商法265条の適用」愛知大学法経論集74号80頁。

19) 中村一彦・判例研究・法政理論6巻2・3号135頁。

20) 大濱・前掲1071頁、西原・前掲金融法務事情636号65頁以下、田中誠二・前掲商事法務593号7頁以下。

とする<sup>80</sup>。そして、会社がその無効を第三者に主張するためには、第三者の悪意を主張・立証しなければならないとする<sup>81</sup>。このような相対的無効に関しては、法律行為の効力は必ずしも「全」か「無」かの二者択一ではなく、その間に種々の段階的差異の存することが理論的に考えうるのみならず、実定法上も認められており<sup>82</sup>、商法265条違反行為の効力についても、

- ②0 実方正雄『改訂会社法学Ⅱ』（昭和29年）459頁、大隅健一郎「商法第265条と手形取引」商法の諸問題295頁、大阪谷公雄「取締役の自己取引と手形行為」商法演習Ⅱ118頁、服部榮三・判例研究・民商法雑誌49巻5号128頁、菅原菊志・判例研究・民商法雑誌61巻5号130頁、同「商法265条の適用範囲と違反の効果」現代商法学の課題（下）1419頁、北沢正啓・判例研究・『株式会社法研究』271頁、今井宏・判例研究・判例タイムズ233号56頁、鈴木竹雄「株式会社法と取引の安全」会社と訴訟 松田判事在職40年記念下1224頁、同『新版会社法全訂第一版』（昭和49年）146頁、栗山徳子「取締役の自己取引についての若干の考察」立正法学第12巻3・4号51頁、小沼喜八郎「商法265条と自己取引——若干の考察——」東洋法学第24巻1号105頁、田村詩子「取締役・会社間の取引——取締役・会社間の取引と第三者——」六甲台論集28巻1号120頁、山口幸五郎「取締役の利益相反行為」会社法演習Ⅱ146頁以下、鈴木竹雄＝竹内昭夫『会社法』（昭和56年）217頁、服部榮三『会社法通論第二版』（昭和57年）122頁、田中誠二『再全訂会社法詳論』（昭和57年）624頁、河本一郎『現代会社法＜新訂第二版＞』（昭和57年）378頁、同「銀行取引と取締役の利益相反行為——間接取引を中心にして——」金融法務事情1000号59頁、島十四郎「商法265条の取引の範囲と違反の効果」商法の争点（第二版）137頁、木内宜彦「商法265条に違反する取引の効力——いわゆる相対的無効説の妥当性について——」田中誠二先生米寿記念論文現代商法上の重要問題216頁、神崎克郎『会社法詳論』（昭和59年）233頁。
- ②1 今井・前掲57頁、大阪谷・前掲118頁、菅原・前掲民商法雑誌61巻5号130頁、栗山・前掲52頁、田村・前掲120頁、鈴木＝竹内・前掲217頁、田中誠二・前掲再全訂詳論624頁、神崎・前掲233頁。
- ②2 川島武宜『民法総則』（昭和46年）411頁、幾代通『民法総則』（昭和51年）413頁、星野英一『民法概論Ⅰ』（昭和51年）231頁。

かように相対的無効であると考えられるとされる<sup>24)</sup>。現在では有効説の主要な主張者の相対的無効説への変説<sup>25)</sup>もあるなど、相対的無効説が学説上も支配的見解と解される。

Ⅲ 商法 265 条違反行為の効力に関する第三者からの無効主張については、これをなしうるものであるか否かの問題が存する（ただし、有効説においては当然第三者からの無効主張はなし得ないという点について問題はないであろう）。判例、学説上は、いずれも第三者からの無効主張に関しては、これをなし得ないとする消極説となし得るとする積極説との双方が存する。しかし、各論者における第三者の範囲には微妙なちがいもあるなど、各説の内容を具体的にみると両説の対立は必ずしも二律背反的なものであるとばかりもいえない。

判例上、第三者からの無効主張に関して判断を示した事例はさほど多くない。消極説に立つものとして最高裁昭和39年1月28日第一小法廷判決下飯坂潤夫裁判官意見<sup>26)</sup>、広島高裁昭和41年5月12日判決<sup>27)</sup>、札幌地裁昭和44年6月27日判決<sup>28)</sup>、東京地裁昭和47年9月28日判決<sup>29)</sup>、大阪高裁昭和55年7月28日判決<sup>30)</sup>があり、積極説に立つものとしては、名古屋高裁金沢支部昭和42年4月28日判決<sup>31)</sup>、最高裁昭和42年12月15日第二小法廷判決<sup>32)</sup>及びこ

24) 菅原・前掲現代商法学の課題（下）1419頁、田村・前掲90頁以下、山口・前掲147頁。

25) 大隅・前掲商法の諸問題295頁、田中誠二「改正商法265条違反行為の効力」商事法務960号2頁。

26) 民集18巻1号184頁

27) 高裁民集19巻3号262頁。

28) 判例時報576号80頁。

29) 判例時報683号122頁。

30) 判例時報989号109頁。

31) 高裁民集20巻2号210頁。

32) 判例時報505号61頁。

の最高裁判決の差戻後の上告審である最高裁昭和46年10月19日第三小法廷判決<sup>63</sup>、東京地裁昭和48年6月25日判決<sup>64</sup>がある。これらの判決のうち、消極説に立つ最高裁昭和39年判決、広島高裁判決、東京地裁昭和47年判決、および、積極説に立つ名古屋高裁判決は、いずれも取締役からの融資に際して会社から取締役に交付された手形の振出人からなされた無効主張につき判断を示したものである。その他消極説に立つ札幌高裁判決は、会社不動産上に建物を所有する者が当該不動産の取締役に対する売却の無効を主張した件であり、大阪高裁判決は、信用組合の常務理事が妻名義で理事会の承認を得ずに組合から受けた融資について連帯保証人から無効が主張された件である。積極説に立つ最高裁昭和42年判決及び同判決の差戻後の上告審たる最高裁昭和46年判決は、会社から清算人への債権譲渡に関して、当該債権の債務者（会社より金員の貸付を受けた者）より無効の主張がなされた件（430条による265条の準用）であり、東京地裁昭和48年判決は、会社所有の不動産を賃借する者から、他社の代表取締役をも兼ねる当該会社の代表取締役がなした、その他社の債務保証のための根抵当権設定契約に関する無効主張がなされた件である。消極説に立つ判決例は、およそ商法265条の立法趣旨を会社の利益保護のためのものと解し、第三者からの無効主張を否定している。これに対し積極説に立つ判決例は、第三者からの無効主張もなしうるということを、いわば当然の前提として判決しているもの（最高裁昭和42年判決、最高裁昭和46年判決、東京地裁昭和48年判決）と、商法265条を会社の利益保護を目的とするものであると解しつつ、そのことから直に会社以外の第三者はすべて、会社と取締役間の取引について取締役会の承認がないことを理由とする無効を主張しえないものと即断できないとし、担保義務を負担した者は会社に対して求償できるわけであるが、その際会社から、その取締役に対して負担した負債が法律上無効

---

63) 民集25巻7号952頁。

64) 週間金融商事判例390号15頁。

なものであり、したがって担保義務の履行も、法律上無効な義務の履行であり、会社に対する求償権は発生しないと主張されるおそれがあるわけであるから、第三者ではあるが会社と取締役間の取引について無効を主張し得ると解するのが相当である旨を述べているもの（名古屋高裁判決）とがある。

学説上も、商法265条違反行為に関する無効主張を第三者がなしうるかという問題に関して、消極説と積極説が存する。消極説では、商法265条は会社の利益保護のための規定であり、会社のみが無効を主張しうるとする<sup>85)</sup>。しかし、会社以外の第三者を一般的に無効主張を許されないものとして考える立場<sup>86)</sup>のほか、具体的には、保証人に関しては主債務者の無効を主張しうるので、第三者は265条違反の無効を主張しうるか否かの一般論をもち出すまでもないとして除外する立場<sup>87)</sup>が存する。また、取引の相手方は無効主張をする利益はないとする立場<sup>88)</sup>、取締役や保証人に無効主張を許すべき理由はないとする立場<sup>89)</sup>も存する。これに対して積極説では、無効は誰れでもが主張できるとする立場<sup>90)</sup>と、商法265条は会社の利益保護のためのものであり、無効主張は原則として会社がなすべきものであるが、第三者の無効主張を一般的に許されないとすることは問題であり、無

85) 大原栄一・判例研究・判例評論71号22頁、赤堀光子「取締役の忠実義務（四・完）」法学協会雑誌85巻4号536頁、大隅健一郎「法人の手形行為」手形法・小切手法講座第1巻229頁、菅原菊志・判例研究・判例評論185号23頁、同・前掲現代商法学の課題（下）1422頁、栗山・前掲42頁、竹内昭夫『判例商法Ⅰ』267頁、須藤茂・判例研究・金融・商事判例630号57頁、田中誠二・前掲商事法務960号6頁。

86) 大隅・前掲講座229頁、栗山・前掲42頁。

87) 菅原・前掲判例評論185号22頁、須藤・前掲57頁。

88) 赤堀・前掲536頁。

89) 龍田節・判例研究・民商法雑誌67巻1号115頁。

90) 河本一郎『約束手形法入門〔新版〕』（昭和47年）172頁。

効主張を許さないと著しく不安定な立場に立たされる者などについては無効の主張は認められるとする立場<sup>(41)</sup>とが存する。

法律行為の効力は必ずしも「全」か「無」かの二者択一ではなく、その間に種々の段階的差異の存することが論理的に考えうるのみならず、実定法上も認められているところであり<sup>(42)</sup>、法律行為として「有効ではない」ということの具体的な意味は種々の標準ごとにさまざまである<sup>(43)</sup>とされ、その標準としては、有効でないことの確定性の程度や効力主張の相手方に関するものばかりでなく、効力主張者に関するものも考えられるとされる<sup>(44)</sup>。従って、商法265条違反行為を無効と解する立場においても、かかる無効の主張を誰れに対してなすのかといった点のみならず、誰れが主張しうるのかが問題となるところである。もとより商法265条は会社の利益保護のための規定であり、本条違反行為の無効主張も会社からなされるのが原則である。それ故、例外的であるにせよ、第三者からの無効主張を許すの可否が中心的な問題点となる。この問題に関して、民法95条の錯誤による無効における同様の問題が参照されてきている<sup>(45)</sup>。ここでは、最高裁は、民法95条を瑕疵ある意思表示をした者を保護しようとする規定であるとし、表意者自身が、その意思表示に何らの瑕疵も認めず、錯誤を理由として意思表示の無効を主張する意思がないにもかかわらず、第三者において錯誤に基づく意思表示の無効主張は原則として許されないとした<sup>(46)</sup>。そして、この原則に対する例外として、最高裁は、第三者が表意者に対する債権を

(41) 小倉頤・判例研究・金融法務事情727号23頁、青竹正一・判例研究・民商法雑誌80巻6号117頁。

(42) 川島・前掲411頁、幾代・前掲413頁、星野・前掲231頁。

(43) 川島・前掲411頁、幾代・前掲413頁。

(44) 川島・前掲412頁。

(45) 小倉・前掲20頁以下、斎藤次郎・判例解説・法曹時報26巻10号177頁、菅原・前掲判例評論185号23頁、青竹・前掲770頁以下。

(46) 最高裁昭和40年9月10日第二小法廷判決民集19巻6号1512頁。

保全する必要がある場合において、表意者みずからは意思表示の無効を主張する意思がなくても、第三者は無効を主張しうる旨の判決を下している<sup>47</sup>。商法265条においても、本条が会社の利益保護の規定であることを理由に、第三者からの無効主張を一切認めないとするは妥当ではない。会社がすでに正当な手続によって違反行為の追認をし<sup>48</sup>、あるいは無効主張をなしえないような場合<sup>49</sup>でなければ、例外的に第三者からの無効主張を許すべき場合を認めていかねばならないものとする。しかし、第三者にも様々な立場のものがあり、いかなる第三者が無効を主張すべき利益を有し、無効主張をなしうるのかは、現実における事例の積み重ねも充分ではなく、今後個々具体的に検討されるべき状況にあるものと思われる。ただ、債権者代位権を行使しうる会社債権者などは、本来会社が行使しうべき権利を代位行使するものであるから、これらの者からの主張は当然なしうるものと考えることができよう<sup>50</sup>。また、会社の保証人については、保証債務の履行が強制される一方で会社に対する求償権が否定されるおそれがあり、無効主張が許されるべきである<sup>51,52</sup>。これと反対に取締役の保証人に関しては、取締役自身、自ら無効主張はなしえないものと考えられ<sup>53,54</sup>、取締役の保証人には無効主張の利益はないものと思われる。間接取引における取引の相手方は、取引の直接の当事者であり、第三者と称するのに適

---

(47) 最高裁昭和45年3月26日第一小法廷判決民集24巻3号151頁。

(48) 小倉・前掲23頁。

(49) 札幌地裁昭和44年6月27日判決判例時報576号80頁、東京地裁昭和48年6月25日判決週刊金融・商事判例390号15頁。

(50) 小倉・前掲22頁。

(51) 今井宏・判例研究・商事法務809号27頁、青竹・前掲771頁、小倉・前掲23頁。

(52) 名古屋高裁金沢支昭和42年4月28日判決高裁民集20巻2号210頁。

(53) 竹内・前掲267頁、龍田・前掲115頁、小倉・前掲22頁、神崎・前掲233頁など。

(54) 最高裁昭和48年12月11日第三小法廷判決民集27巻11号1529頁。

当であるかは問題の存するところであろうが<sup>65)</sup>、善意者であった場合において、会社よりの無効主張に対する保護について考慮すべきであるのに反して、無効主張を自らなしうる利益が存する場合は、實際上考え難いように思われる。

本件では、A会社の債務者Yから、A会社とXとの間になされた取締役の個人的債務の代物弁済としての債権譲渡の無効が主張されている。かかる場合、Yが当該債権譲渡に関する取締役会の承認がないことにつき善意であったならば、Xへの弁済をなしたときも、Yは債権の準占有者へ弁済した者として救済される。しかし、本件のYは善意とは考えられない。ここでXが善意であり、A会社が無効主張をなしえない場合には、Yも無効を主張しえず、またYはXに対して弁済しても何ら不利益な地位には立たされないといえる。しかし、Xが悪意であり、A会社から無効を主張しえる場合には、Yには二重払いの危険性がないとはいえない。このような場合、Yは無効主張を許されないと著しく不安定な立場に立たされることになり、Yからの無効主張も認められるものと考え<sup>66)</sup>。なお、商法265条の立法趣旨は会社の利益保護にあるものと解するが、これは実質的には株主全体の利益保護を意味<sup>67)</sup>、あるいは、会社債権者全体の利益保護をも含めたものである<sup>68)</sup>と考えることができる。A会社は当時すでに経済的に破

---

65) 竹村純「商法265条と間接取引——善意者保護についての—考察—」西南学院大学大学院法学研究論集第2号24頁以下。

66) 小倉・前掲23頁。最高裁昭和42年12月15日第二小法廷判決（判例時報505号61頁）及びその差戻後の上告審である最高裁昭和46年10月19日第三小法廷判決（民集25巻7号952頁）は、会社の債務者からの無効主張を認めて判決を下したものである。

67) 今井・前掲商事法務809号25頁。

68) 小倉・前掲23頁、服部榮三「取締役の個人会社と商法265条」民商法雑誌64巻6号72頁以下、田村詩子「取締役・会社間の取引」関西大学大学院法学ジャーナル23号46頁。

綻しており、かかる状況下ではとりわけ会社の利益には会社債権者の利益も包摂されていることが意識されるものといえる。かような観点から考えるとき、YからのXへの無効主張は、A会社の財産の保全の点から、会社にとって有益と考えることもできよう。

以上より、「商法265条は取締役個人と会社との利害が相反する場合に取締役個人の利益を図り、会社に不利益な行為がみだりに行われることのないようにこれを防止するにほかならないから、会社に対し売買代金債務を負担している買主たる債務者の側から右債権譲渡の無効を主張する利益ないし利害関係はない」とし、取締役会の承認のないことについてのXの善意・悪意に言及することもなく、ただちにYの無効主張を許されないものと結論した本件判旨には賛成できない。なお、判決のなかで取り上げられてはいないが、控訴人Yの主張中には、A会社が取締役会を開き本件債権譲渡を承認したことを推測させるところがある。正当な手続により取締役会の追認を得たものであったならば、爾後のYからの無効主張は許されないものとする。